

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (ｶﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、ｶﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾓﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛｰﾍﾟﾝ、ﾌﾗﾑ、ｼﾞﾝ、ﾌｻﾞﾙ、ﾌﾞﾙ、セレン又はその化合物又は、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾓﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛｰﾍﾟﾝ、ﾌﾞﾙ、セレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素ｲﾝ濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、ｶﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾓﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛｰﾍﾟﾝ、ﾌﾗﾑ、ｼﾞﾝ、ﾌﾞﾙ、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素ｲﾝ濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、ｶﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾓﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛｰﾍﾟﾝ、ﾌﾗﾑ、ｼﾞﾝ、ﾌﾞﾙ、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、ｶﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 13号廃棄物 (水銀又はその化合物、ｶﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物又は、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

廃石綿等
以上9種類